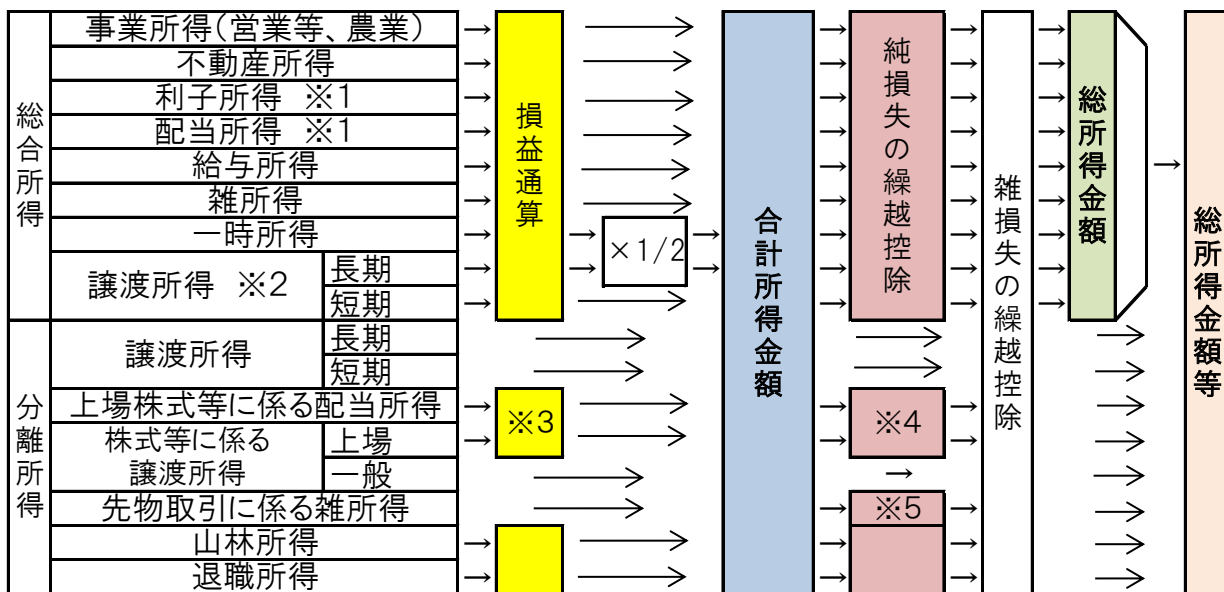


合計所得金額・総所得金額・総所得金額等の図



- ※1 一律分離課税の適用を受けているものを除きます。
- ※2 居住用財産の買い替え等の場合の譲渡損失がある場合は、総益通算及び繰越控除ができます。
- ※3 上場株式等に係る譲渡損失がある場合は、その年分の上場株式等に係る配当所得と損益通算ができます。
- ※4 過去3年間で※3で控除しきれない損失がある場合は、繰越控除ができます。
- ※5 過去3年間で先物取引に係る雑所得金額等に損失がある場合は、繰越控除ができます。